

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や  
 “雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

**平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます。**

**対象者は？**

離職の翌日から翌年度末までの期間において、  
 (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）  
 (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）  
 として失業等給付を受ける方です。

**軽減額は？**

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。  
 軽減は、前年の給与所得をその  $30/100$  とみなして行います。  
 ※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

**軽減期間は？**

離職の翌日から翌年度末までの期間です。  
 ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。  
 ※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

**制度が始まる前の失業は対象外ですか？**

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険料税が軽減されます。  
 ※ただし、平成21(2009)年度の保険料(税)は対象となりません。ご了承ください。

軽減を受けるには申請が必要です。  
 制度の詳しい説明は、役場財政課税務係（内線216・217）までお問い合わせください。

**ゆったりかんバス送迎運行表**

町内無料送迎バス 5月10日(月)・17日(月)・24日(月)・31日(月)

ゆったりかん行			
停留所	時刻	停留所	時刻
鬼鹿小学校	9:55	白谷寿の家	10:35
鬼鹿郵便局	10:00	小平商工会	10:40
ローソン鬼鹿店	10:03	湯田宅車庫	10:41
第1広富バス停	10:06	小平小学校	10:42

お帰り時刻は、  
 ゆったりかん発 14:30となります。

